

## ○武蔵野美術大学学生傷害診療費補助基準

### (目的)

第1条 この基準は、武蔵野美術大学(以下「大学」という。)に在籍する学生で、課外活動を行っていない間以外で学校施設内にいる間、通学中、学校施設等相互間の移動中、学校施設内外を問わず課外活動を行っていない間に、傷害を受け、医師法による医師の診療を受けた者(以下「受診者」という。)のうち、「学生教育研究災害傷害保険」に担保されない軽度の受診者に対し、軽微な経済的負担で加療できるように診療費を補助し、診療の便宜を図ることを目的とする。

### (対象)

第2条 補助対象となる傷害は、課外活動を行っていない間以外で学校施設内にいるとき、大学にサークルの設立又は継続届、会則及び会員名簿を提出しているサークルが、当該活動届を提出し、大学の承認に基づいて活動を行っていないとき、及び大学に活動届並びに参加者名簿を提出し、大学が特に認めた活動をしているとき、又は大学の授業等、学校行事又は課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法により、住居と学校施設等との間を往復する間、又は学校施設等相互間を移動する間に発生したものに限り、ただし、当該傷害の内容が、本人の責に帰すると認められた場合、経路を逸脱又は往復若しくは移動を中断した場合、大学が禁じた通学方法又は移動方法による場合及び天変地異による場合は、この限りではない。

### (診療費補助の受給条件)

第3条 学長が前条に該当すると認められた傷害により、診療費を支払った受診者は、課外活動を行っていない間以外で学校施設内にいる間、通学中、学校施設等相互間の移動中の場合は3日以内、学校施設内外を問わず、課外活動を行っていない間は13日以内である場合に限り、この基準の定めるところにより、診療費の補助を受けることができる。

### (診療費補助額)

第4条 前条の規定に該当する受診者に対する診療費補助(以下「補助費」という。)の額は、本人の支払った診療費のうち、健康保険給付額を除いた実費に相当する額とする。ただし、課外活動を行っていない間以外で学校施設内にいる間、通学中、学校施設等相互間の移動中の場合は治療日数が1日から3日以内の場合は3,000円以内、学校施設内外を問わず、課外活動を行っていない間は、治療日数が1日から3日の場合は3,000円以内、4日から6日の場合は6,000円以内、7日から13日の場合は15,000円以内とする。

(補助費の支給手続)

第 5 条 第 3 条に該当する課外活動以外の学校内施設にいる間、及び課外活動の傷害による受診者が、補助費を受けようとする場合は、診療費補助願(様式第 1 号)に、課外活動以外の学校内施設にいる間は大学、又は課外活動にあつては団体責任者の証明印を受け、診察券及び診療費の領収書を添え、学生生活チームを通して、学長に願い出なければならない。又、通学及び施設間移動の傷害による受診者が、補助費を受けようとする場合は、診療費補助願及び「通学中事故証明書(様式第 2 号)」又は「施設間移動中事故証明書(様式第 3 号)」に、大学の授業等にあつては担当教員、学校行事にあつては大学、課外活動にあつては団体責任者の証明印を受け、免許証、定期券、交通事故証明書等の写し並びに診察券及び診療費の領収書を添え、学生生活チームを通して、学長に願い出なければならない。ただし、事故の内容及び証明並びに治療内容の記載については、課外活動以外の学校内施設にいる間、又は課外活動の場合は、「学生教育研究災害傷害保険金請求書(兼事故証明書)」、通学及び施設間移動の場合は、「学生教育研究災害傷害保険金請求書(兼事故証明書)」及び「通学中事故証明書」又は「施設間移動中事故証明書」の記載をもつて代えることができるものとする。

2 学生生活チームリーダーは、受診者の願い出に関し、保健室の意見を聞き、補助費支給の可否を判定し、可とする場合は、その額を算定して診療費補助願に記入した後、本人に診療費補助願の写しを交付しなければならない。

3 第 1 項の出願者は、前項の規定により交付された書類を、大学経理チーム会計窓口に提出し、補助費の支給を受けるものとする。

(補助費の返還)

第 6 条 診療費の領収書の偽造その他不正の事実に基づいて診療費の補助を受けた者は、直ちに当該補助費を大学に返還しなければならない。

(診療費補助の停止)

第 7 条 前条に該当した者及びその者が所属する団体は、以後診療費の補助を願い出ることができない。

(所管)

第 8 条 補助費の予算執行その他診療費補助に関する事務は、学生生活チームが行うものとする。

(他の規則等への委任)

第 9 条 この基準に定めるもののほか、診療費の補助について必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

様式

(略)